

## 參考資料

---

## 1. 策定・見直しの経緯

### <策定期>

年 月 日	会 議 など	内 容
平成 28 年 11 月 10 日（木）	第 1 回 大津市緑の基本計画審議会	現状把握・条件整理 現行計画の分析・調査 市民アンケート実施について
	市民アンケート調査	18 歳以上の市民 3,000 人に送付（回収率 36.8%）
平成 28 年 12 月 9 日（金）～ 平成 29 年 1 月 6 日（金）	公園愛護会アンケート調査  ボランティア団体アンケート調査	公園愛護会 101 団体に送付（回収率 71.3%）  花と緑のまちづくり推進事業に関わるボランティアグループ 222 団体に送付（回収率 77.9%）
平成 28 年 12 月 20 日（火）	緑の基本計画 子どもの意識調査	普段遊ぶ場所などのききとり調査 98 名に実施
平成 29 年 2 月 13 日（月）	第 2 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 次大津市緑の基本計画の総括、基本方針（案）の検討
平成 29 年 7 月 20 日（木）	第 3 回 大津市緑の基本計画審議会	関連計画及び関連法案の改正について 基本方針・施策（案）の検討 各施策における解決すべき問題と取り組みの方向の検討
平成 29 年 11 月 22 日（水）	第 4 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 回審議会からの変更点 地域別計画（案）の検討
平成 30 年 1 月 10 日（水）～ 1 月 29 日（月）	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 2 月 20 日（火）	第 5 回 大津市緑の基本計画審議会	

## &lt;見直し時&gt;

年 月 日	会 議 など	内 容
令和 5 年 11 月 18 日（土）、 11 月 19 日（日）	公園利用者アンケート調査	7 公園（和邇公園、伊香立公園、雄琴臨水公園、皇子が丘公園、茶臼山公園、南郷公園、一里山公園）利用者から対面及び web 回答で調査 (212 件回答)
令和 5 年 12 月 2 日（土）～ 令和 6 年 1 月 12 日（金）	市民アンケート調査	18 歳以上の市民 3,000 人に送付（回収率 39.8%） ※web 及び郵送回答
令和 6 年 11 月 20 日（水）	第 1 回 大津市緑の基本計画審議会	大津市の緑の現況と課題について 第 4 次大津市緑の基本計画の中間見直しの方針について
令和 7 年 2 月 17 日（月）	第 2 回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直しの素案について
令和 7 年 5 月 20 日（火）	第 3 回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直し案について
令和 7 年 7 月 18 日（金）～ 8 月 7 日（木）	パブリックコメントの実施	
令和 7 年 10 月 23 日（木）	第 4 回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直しについて

## 2. 大津市緑の基本計画審議会委員名簿

### <策定期>

氏名	経歴・推薦団体など	備考
村上 修一	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
里深 好文	立命館大学理工学部教授	副会長
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部教授	
鹿野 央	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 19 日迄
辻野 恒一	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 20 日より
中西 克己	大津市自治連合会	
上村 照代	大津市地域女性団体連合会	

### <見直し時>

氏名	経歴・推薦団体など	備考
村上 修一	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
里深 好文	立命館大学理工学部教授	副会長
遊磨 正秀	龍谷大学名誉教授	
古市 秀樹	大津市自治連合会	
後藤 佳子	大津市女性会志賀ブロック	
北村 智顕	滋賀県土木交通部技監	

### 3. 市民意見の反映

緑の基本計画改定に伴う、市民アンケートの実施について

#### ＜策定期＞

アンケート種類	対象と送付数	回収数	実施年月
市民へのアンケート	市内在住の18歳以上男女3,000人に郵送（無作為抽出）。	1,104人	2016.12 -2017.1
保護者へのアンケート	市民アンケート回答者のうち小学生以下の子どもを持つ人へ回答を依頼。	160人	2016.12 -2017.1
公園愛護会へのアンケート	公園愛護会活動団体101団体へ送付。	72人	2016.12 -2017.1
花と緑のまちづくり団体へのアンケート	花と緑のまちづくり活動に関わるボランティア団体に222団体へ送付。 (花街道※、手のひら花苑、ハートフルガーデナー、すみれ会、びわ湖大津館ガーデンと友の会など)	173人	2016.12 -2017.1
大津市緑の基本計画子どもの意識調査	瀬田東児童クラブの児童・一里山公園で遊ぶ児童	98人	2016. 12.20

#### ●「市民へのアンケート」の結果概要

##### ①大津市の緑について

- ・ 住まい周辺の緑に対し、「とても満足」「満足」は62%で、「不満」「やや不満」は38%でした。
- ・ 住まい周辺の緑の量が10年前と比べ「増えた」は5%で、「減った」は39%、「変わらない」は42%でした。
- ・ 大切にしたい緑は「琵琶湖と周辺の山々」が75%で最も高く、次いで「公園・緑地・広場」が69%でした。

##### ②公園以外の緑について

- ・ 公園以外で充実すべき緑は「河川緑地や琵琶湖岸など」が81%で最も高く、次いで「里山・山林の森林風景」が49%、「学校や公共施設など」が34%でした。
- ・ 地域別の特徴として、全体結果と比べ高い結果となった項目は、「森林風景」の緑は、全体結果が49%に対し、地域別では北部と南部が61%、西北部が58%でした。「田園風景の緑」は、全体結果

果が 29%に対し、北部と西北部が 44%でした。「学校や公共施設の緑」は全体結果が 34%に対し、東部が 41%、中南部が 40%、中北部が 37%でした。

- ・意見や要望の自由記入では、山並みや田畠などの荒廃・減少、湖の汚染などに対する懸念や大津らしい自然的な緑を大切にしたいとの回答が多く集まりました。
- ・また、防災、生態系、季節感、環境教育など緑の持つ多面的な機能の活用を期待する回答が多く集まりました。

### ③公園などについて

- ・公園・緑地の利用目的は「散歩・休憩」が 62 %で最も高くなりました。次いで、「子どもの付添い」が 26%でした。
- ・公園・緑地の利用目的でコミュニティ活動に関する項目の回答をみると、「祭り・イベント」が 21%、「おしゃべり」が 7%、「花壇づくり・清掃活動」が 6 %でした。
- ・今後充実すべきことは高い順に、「美しい景観」が 38%、「防災機能の充実」が 36%、「管理・活用など質の充実」が 33%でした。
- ・世代別では、30 歳未満に特徴的な利用目的として、「通り抜け」、「スポーツ」、今後充実すべきことでは「行楽観光の機能」、「カフェ設置」などの要望が高く、他世代と異なる傾向となりました。今後充実すべきことでは「近所の方との交流・コミュニケーションの場」と回答する割合が全体と比べ 7%高い結果でした。
- ・30～50 歳代に特徴的な利用目的は「子どもの付添い」、60 歳以上は「動植物に親しむ」、「子どもの付添い」でした。
- ・今後充実すべきことに対する回答では、各世代とも全体結果と大きな差が生じませんでした。
- ・使われていない児童遊園地を今後どうすればよいかでは、用途転換を支持する回答（「遊具を撤去し地域ニーズに対応した機能にする」「地域の庭として使用」など）の合計が 73 %で、「児童遊園地として修繕利用」は 19%でした。一方、子どもを持つ回答者からは「利用が少ないので施設の魅力が不足していたり、安全確保が不十分だからではないか」と施設の課題を指摘する意見も集まりました。

### ④植栽管理について

- ・意見や要望の自由記入では「街路樹や公園の植栽管理」に対し意見が多く集まりました。
- ・紅葉などの美しい景観を楽しめたり生物の生息地となるなど緑地の機能性を生かした植栽管理に対する要望と、繁茂による防犯や落葉掃除への懸念に対する意見がみられました。

### ⑤緑のまちづくり活動について

- ・緑のまちづくりへの参加については、取り組みへの意欲のある市民が 71 %でした。
- ・参加しやすい取り組みでは「自治会など地域活動」が 75%で最も高くなりました。
- ・取り組んでいる活動や取り組みたいとする活動は高い順に、「清掃」が 46%、「草刈り」が 43%、「花壇管理」が 17%でした。
- ・取り組めない理由では「時間がない」が 57%でした。
- ・意見や要望の自由記入で多かった記述は、「緑のまちづくりや参加・協働」が 73 人で、内容は「広報の強化」に関する内容が 26 人でした。

## &lt;見直し時&gt;

アンケート種類	対象と送付数	回収数	実施年月
公園利用者への アンケート	雄琴臨水公園、皇子が丘公園、茶臼山公 園、一里山公園、南郷公園の利用者	212 人	2023. 11
市民へのアンケート	市内在住の 18 歳以上男女 3,000 人に郵 送（無作為抽出）。	1,194 人	2023. 12 -2024. 1

## 4. 第3次大津市緑の基本計画における数値目標に対する施策の実施状況

### ＜緑の骨格の保全＞

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
①特に優れた自然的緑地の保全(ha) 自然公園の特別地域(琵琶湖面除く) + 歴史的風土特別保存地区 + ヨシ群落保全区域	15,479.7	15,479.7	15,479.7
②風致地区の拡大(ha)	7,203	9,000	7,203
③河川緑地の拡大(ha)	83	130	84

各種法規制が維持されることで、特に優れた自然的緑地は保全されました。また、一部の河川緑地や湖岸の公園で整備が進みました。

一方、「風致地区に指定されていない緑の山並み」、「平地部の良好な丘陵地」、「田園景観を保全するための農地の緑」などへの新たな風致地区指定や志賀地域に計画された琵琶湖岸への風致地区指定と新たな河川緑地の都市計画決定は、実施されませんでした。

### ＜都市公園などの拡充とネットワーク化＞

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
④都市公園など整備水準の向上(m <sup>3</sup> /人)	10.2	11.0	11.4
⑤公園愛護会の増大(公園)	100	150	117
⑥保護樹林の指定拡大(地区)	5	25	5

都市公園の整備量の増加、街路整備や瀬田川の散歩道整備などによる緑地のネットワーク化、長寿命化※計画に沿った公園施設の改修や防災機能の強化、指定管理者による維持管理など整備、改修、維持管理について一定の進捗がありました。一人当たりの都市公園などの面積も、目標値 11.0 m<sup>3</sup>/人を達成しました。

一方、児童遊園地の集約・再配置については未着手であり、ため池を活用した公園や歴史公園については一部の整備にとどまりました。公園愛護会活動については、増大はみられたものの微増でした。保護樹林指定拡大については進展がみられませんでした。

### <花と緑のまちづくりの推進>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
⑦手のひら花苑の増大（地区）	69	100	73
⑧緑地協定地区の拡大（地区）	28	40	39
⑨ワークショップ※方式の公園計画（公園）	5	10	6

「ハートフルガーデナー」の活動回数増加、市民活動への花苗配布、グリーンレンジャー制度の試行に向け検討準備などの成果がありました。

一方、ワークショップ方式の公園整備や手のひら花苑設置件数は、微増にとどまりました。

緑地協定地区の締結数は、ほぼ目標を達成し、学校など公共公益施設へのグリーンカーテンの設置は進んだものの、中高層建築物や既存事業所については基準内の緑化にとどまりました。

### <緑化重点地区※の計画拡充>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
⑩緑化重点地区の計画拡大(ha)	12,500	14,650	14,650

志賀地域の市街化区域を中心として、緑化重点地区の拡充を行いました。全市的に緑化重点地区を設定し、地域の特性に応じて緑化を推進することが可能となりました。

## 5. 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
アダプトプログラム制度	自治会、学校、事業者などの団体が道路・河川・公園などの共有財産の里親になって、清掃などの活動をおこなう一方、行政は清掃用具の貸し出し、支給などを行うといった、市民と行政で公共財産の管理を「協働」して行う制度。
インクルーシブ遊具	「全てを包み込む」という意味の「インクルーシブ」な考え方方に配慮し、障害の有無や年齢、性別などに関係なく、あらゆる子どもが一緒にあって遊ぶことのできる遊具のこと。
運動公園	主として都市住民全般の運動の場として利用できることを目的とする公園。1箇所当たり15～75haを標準として配する。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。 世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介。
エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。
近江八景	中国湖南省の洞庭湖及び湘江から支流の瀟水にかけてみられる典型的な水の情景を集めて描いた瀟湘（しょうしょう）八景にならい、琵琶湖南西部の八つの景勝を選んだもの。比良の暮雪、堅田の落雁、唐崎の夜雨、三井の曉鐘、粟津の晴嵐、石山の秋月、瀬田の夕照、矢橋の帰帆、を指し、安藤広重の浮世絵で知られる。
大津市環境基本計画	「環境基本法」に基づき、本市における低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全などの持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・市の取り組むべき方向を示す計画のこと。
大津市景観計画	「景観法」に基づき、本市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めた計画のこと。
大津市公共施設適正化計画	公共施設適正化に向けた具体的な取り組みの方向性や方策、施設分類毎の取り組みの内容などをまとめた計画のこと。
大津市公共施設等総合管理計画	本市の公共施設などの老朽化の課題や人口減少、少子高齢化などの公共施設を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能な公共サービスを実現するため、公共施設を重要な経営資源として捉え将来にわたり、総合的かつ計画的に管理していくための公共施設マネジメントの方針。

用語	解説
大津市国土利用計画	「国土利用計画法」に基づき、社会・経済情勢の変動や諸課題に対応していくため、本市の土地利用に関する必要な事項を定める計画のこと。
大津市総合計画	本市の今後のまちづくりにおいて、めざす姿を将来都市像として示し、その実現のための方針や政策、姿勢などを示す計画のこと。
大津市都市計画 マスターplan	本市の都市計画に関する基本的な方針。
大津市バリアフリー 基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障害者等の移動上と施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした計画のこと。「JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」「JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」を重点整備地区としている。
オープンスペース	主に都市地域において建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地などを指すことが多い。
か行	
街区公園	主として街区内外に居住する者の利用を目的とする都市公園。誘致距離が 250m の範囲内で、1箇所当たりの面積が 0.25ha を標準として配置する。
河川愛護活動	市民団体による堤防の草刈や清掃、花植えなどを通じて、河川を愛し護る活動。自治会や事業所などが中心となって、琵琶湖岸や河川を活動場所としている。
環境学習	持続可能な社会の構築をめざして、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。
環境形成緑地	独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域。
協働	市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動の下に、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むこと。
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。誘致距離 500m の範囲内で、1箇所当たりの面積が 2ha を標準として配置する。

用語	解説
グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー)	自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
グリーンレンジャー	地域住民や事業者などが、可能な範囲で自ら公園などの樹木を維持管理する活動であり、今後の「協働による緑のまちづくりの促進」の実現に向けた新たな協働による制度。
景観協定	「景観法」に基づく、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発的かつ散発的に起こるため、事前の予測が難しいといわれる。
減災	災害による被害を防ぐことよりも、できるだけ被害を少なくするという考え方。
建築協定	「建築基準法」に基づく制度で、地域の住民が自発的に建築基準法に定められた基準に上乗せする形で、地域内の建築物の用途や形態などのきめ細かなルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまち並みなどを将来にわたって守り育っていくもの。
原風景	人の心の奥にある一番初めの風景のこと。懐かしさの感情を伴うことが多く、実在する風景でなく、心象風景である場合もある。
広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園。地方生活圏などのブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準とする。
公園愛護会	公園の近隣住民で組織されたボランティア団体で、自治体などが行う公園管理に協力し、主に公園の美化、保全に関する活動や公園愛護精神の普及、啓発に関する活動を行っている。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。
国有林	国が保有する森林。多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあって、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など私たちが生活していく上で重要な働きが期待されている。
古都保存法	正式名称は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」。古都保存法の適用対象となる「古都」とは、「我が国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と法令で定められており、本市は平成15年に全国10番目の指定となった。

用語	解説
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会。
コンパクト	コンパクト(小さく中身の充実しているさま)へ向かう動きのこと。
さ行	
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
市街化区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域※のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	野生動植物種の生息・生育環境の保全、再生、ネットワーク化に関する県の構想。
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。
自然公園区域	「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地に設けられる区域のことをいい、その風景地の内容や指定方法により、国立公園、国定公園、都道府県立公園がある。本市には琵琶湖国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園が指定されている。
自然公園特別地域	国は国立公園や県は国定公園について、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づきその区域内に指定した地域。工作物の新築や増築、木材の伐採などについて国や県の許可が必要となる。
持続可能	「持続可能」という理念は、1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会(WCED)の最終報告書「地球の未来を守るために(Our Common Future)」(いわゆる「ブルントラント報告」)において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。
指定管理者制度	「地方自治法の一部を改正する法律」に基づく「指定管理者制度」のこと。従来、公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く事業者や各種法人にも認められている。

用語	解説
指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する場所。「災害対策基本法」の改正(平成 25 年 6 月)に基づき市町村長により指定されている。
児童遊園地	近隣の児童や未就学児の利用を想定した小規模な公園。児童や未就学児向けの遊具が設置されていることが多い。
森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林整備等のために必要な費用を、「森林環境税」として国民一人一人から負担してもらい、森林整備及びその促進に関する費用にあてるため、市町村に譲与される税金。
森林地域	森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。原則として、森林法における国有林と民有林の合計とされる。
スマートインターチェンジ(スマート IC)	ETC 専用インターチェンジのこと。高速道路へのアクセスの向上を目的に、サービスエリアやパーキングエリア又は既存のインターチェンジの間に設置されている。
生物多様性	「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す。また、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きもののつながり」としても捉えられる。この生物多様性は、一般に「生態系の多様性」、「種の多様性(種間の多様性)」、「遺伝子の多様性(種内の多様性)」という 3 つの階層で認識されている。
生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能や多目的な機能などのすぐれた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に役立つことを目的にした制度。
総合公園	主として一つの市区町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする都市公園。 1 箇所当たり 10~50ha を標準としている。
た行	
地域制緑地	法令や条例などにより保全に対する一定の確保がなされた緑地のこと。風致地区、自然公園、保安林などが該当する。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度で、地区の特性に合わせて、適正な都市機能と健全な地区環境を将来にわたって確保するための身近なまちづくりルールのこと。
地区公園	主として徒步圏内に居住する者の利用を目的とする都市公園。1km の範囲内で 1 箇所当たりの面積が 4ha を標準としている。
中高層建築物	「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に基づく、建築確認申請が必要な高さが 10m、4 階以上の建築物のこと(商業地域・工業地域・市街化調整区域では高さ 15m、6 階以上)。

用語	解説
長寿命化	公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。
重要伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」に基づき、伝統的建造物群及びこれと一緒にをしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画区域内においては都市計画で、都市計画区域以外においては条例で、伝統的建造物群保存地区を定めるもの。また、市町村からの申出を受けて、国がより価値が高いと判断したものについては「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される。本市では、坂本地区周辺を指定している。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に応じて配置される。
都市計画区域	「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量などの現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として都道府県が指定する区域。本市は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市と一緒に、大津湖南都市計画区域に指定されているが、市内葛川地区及び琵琶湖が都市計画区域外となっている。
都市計画決定	都市公園などの都市施設や市街地開発事業などの様々な都市計画を正式に決定すること。
都市計画公園・緑地	「都市計画法」に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道などと並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園・緑地。
都市公園	「都市公園法」に基づき、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めている。
都市緑地	「都市公園法」に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。 本計画では、主に河川部の都市緑地を河川緑地、湖岸部の都市緑地を湖岸緑地としている。

用語	解説
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度(緑の基本計画)などが定められている。
な行	
ネイチャーポジティブ	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。日本語訳では「自然再興」。 地球上で生物の絶滅が大幅に進むマイナスの状態を、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくという趣旨。
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている区域をいう。農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。
は行	
Park-PFI制度 (公募設置管理許可制度)	都市公園において、事業者が飲食店や売店などを設置・管理し、その収益を活用して周辺の園路や広場などの施設管理を行うことで公園の利便性向上や魅力を高める制度。 平成29年の都市公園法改正により創設された。
ハートフルガーデナー	花と緑の正しい知識を身に付け、地域の緑化リーダー(ハートフルガーデナー)として活躍する人材を養成するための養成講座の修了生からなる地域の緑化活動。
花街道	花街道は市民が維持管理する花壇「手のひら花苑」をさらに面的な拡充へ発展させ、花と緑の都市空間、市街地の色彩空間を創造をめざしている。
バリアフリー	高齢者・障害者などが社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。
ビオトープ	生命:バイオ(Bio)と場所:トポス(Topos)の合成語で生物の生息空間をいう。
琵琶湖八景	昭和25年に琵琶湖とその周辺が琵琶湖国定公園に指定されたことを契機に選定され、琵琶湖の雄大さと変化に飛んだ景観が主として選ばれているところが特徴となっている。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市の良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るもの。本市では、山地部を中心に12地区を指定している。

用語	解説
プレイパーク	禁止事項をできるだけ少なくし、プレイリーダーを配置しつつ、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多い。
保護樹林	「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定している。
ま行	
緑の骨格	琵琶湖や山並み、その間に展開する湖岸林、丘陵地や田園地域、山並みと琵琶湖を結ぶ多くの河川緑地、拠点となる公園など。
未利用地	使用目的など明確でない空地など有効に土地利用がなされていない、もしくは利用の程度が低い用地の総称。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が使えることをあらかじめ念頭に置いて施設や環境をデザインするもの。
ヨシ群落保全区域	「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づくヨシ群落保全のための区域指定。ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域と、周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落の持つ様々な機能が発揮できると認められる区域に対し指定される。
ら行	
立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づく制度で、行政と住民や事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画のこと。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、土地所有者などの全員の合意により緑地の保全及び緑化に関して締結する協定で、市町村長の認可を受けることによりその効力が生ずる。
緑地保存地域	市街地の背後の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域。
緑化重点地区	「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」をいう。

用語	解説
歴史的風土特別保存地区	「古都保存法」に基づき「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、「歴史的風土保存区域」内の枢要な地域を都市計画において「歴史的風土特別保存地区」と定め、建築物の新增改築、宅地の造成などの一定の行為を許可制としている。
わ行	
ワークショップ	住民参加のまちづくりなどで、一方通行的な知識や技術の伝達ではなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。



## 第4次大津市緑の基本計画(中間見直し)

令和7(2025)年 月発行

大津市都市計画部公園緑地課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話:077-528-2784

E-mail:otsu1809@city.otsu.lg.jp



2030年に向けた  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

